

5 障害のある者への配慮

5.1.1 障害のある者を対象とした特別の選考 1/2

区分 各縣市	障害のある者を対象とした特別の選考の実施	障害のある者を対象とした特別の選考の実施 大学院推薦による特別の選考の大学・	募集人員				備考
			一般採用に含む	採用数明示	若干名	その他	
01 北海道	○		○				
02 青森県	○		○				
03 岩手県	○		○				
04 宮城県	○		○				
05 秋田県	○		○				
06 山形県	○			○	10		
07 福島県							
08 茨城県	○					○	全校種・全職種で10名程度
09 栃木県	○			○	20		
10 群馬県	○					○	5名程度
11 埼玉県	○					○	
12 千葉県	○					○	約5名
13 東京都	○		○				
14 神奈川県	○	○	○	○	約20		
15 新潟県	○			○	8		
16 富山県	○					○	
17 石川県	○					○	全ての受験区分で合わせて5人程度(採用見込数315人程度に含む)
18 福井県	○		○				
19 山梨県	○		○				
20 長野県	○	○	○	○	10		
21 岐阜県	○		○	○	6		
22 静岡県	○			○	10		
23 愛知県	○	○	○			○	障害者選考及び障害者大学推薦特別選考と合わせて小学校、中学校、県立学校で各10名程度。 【障害者大学推薦特別選考】 愛知県、岐阜県及び三重県内の各大学の推薦人数は、各受験区分・教科につき5名までとする。その他の都道府県の各大学の推薦人数は、各受験区分・教科につき3名とする。なお、大学院、短期大学を設置する大学においては、大学院、大学、短期大学のそれぞれから各受験区分・教科につき、愛知県、岐阜県及び三重県内の大学は5名まで、その他の都道府県の大学は3名までを推薦することができる。
24 三重県	○					○	一般採用見込数に含み、約10名
25 滋賀県	○		○				
26 京都府	○					○	
27 大阪府	○		○	○	30		
28 兵庫県	○		○				
29 奈良県	○		○				
30 和歌山県	○					○	
31 鳥取県	○			○	7		
32 島根県	○			○	3		
33 岡山県	○					○	
34 広島県	○					○	全ての校種・職種を合わせて10人程度(採用見込人員の合計に含む。)
35 山口県	○			○	10		
36 徳島県	○					○	5名程度
37 香川県	○		○				
38 愛媛県	○			○	10		
39 高知県	○			○	4		
40 福岡県	○		○	○	10		
41 佐賀県	○		○				
42 長崎県	○			○	20		
43 熊本県	○			○	8		
44 大分県	○			○	8		
45 宮崎県	○		○				
46 鹿児島県	○		○			○	
47 沖縄県	○					○	
48 札幌市	○		○				
49 仙台市	○		○				
50 さいたま市	○		○				
51 千葉市	○					○	約5名
52 横浜市	○		○				
53 川崎市	○	○	○				
54 相模原市	○		○	○	2		
55 新潟市	○		○				
56 静岡市	○			○	3		
57 浜松市	○		○				
58 名古屋市	○			○	約10		
59 京都市	○		○				
60 大阪市	○			○	約20		
61 堺市	○		○				
62 神戸市	○	○				○	
63 岡山市	○	○				○	
64 広島市	○					○	全ての校種・職種を合わせて10人程度(採用見込人員の合計に含む。)
65 北九州市	○		○				
66 福岡市	○		○				
67 熊本市	○			○	5		
68 豊能地区	○		○				
合計	67	6	33	22	9	10	

(注1) 合計については、実施した県市の実数である。

(注2) 福島県は、障害のある者に限った特別選考は行わず、全ての選考において、「身体障害者手帳」等を所有する志願者の中で、合理的配慮の提供を必要とする者に、個別に提供を決定している。

5.1.1 障害のある者を対象とした特別の選考 2/2

区分	受験資格				選考方法・内容	
	身体障害者手帳の交付を受けている者	療育手帳の交付を受けている者	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	その他	一般的に	具体的に
各省市				具体的に	一般選考試験と同様	具体的に
01 北海道	○				○	申出により、障害の種類や程度に応じた配慮をするとともに、必要に応じて適性検査及び実技検査の一部又は全部を免除する
02 青森県	○	○	○		○	聴覚障害がある場合は筆談による面接試験を実施、障害の種類に応じて集団面接を個人面接に変更して実施など。
03 岩手県	○				○	障害の程度に応じて実技試験の一部を免除することがあること。
04 宮城県	○	○	○		○	
05 秋田県	○			○ 指定医師による身体障害の診断を受けている者	○	障害の種類や程度に応じて、受験方法や施設面等での配慮をするとともに、必要に応じて実技等の一部若しくは全部を免除、又はその内容を変更する。
06 山形県	○	○	○		○	
07 福島県	○	○	○		○	
08 茨城県	○	○	○		○	
09 栃木県	○	○	○		○	障害の種類や程度等に応じた配慮を行う。障害の種類に応じて、実技試験等を免除あるいは軽減する場合がある。
10 群馬県	○	○	○		○	
11 埼玉県	○		○		○	第1次試験の免除。障害の種類や程度により、必要に応じ、第2次試験の一部を免除又は内容等を変更。
12 千葉県				○ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかの交付を受けている者	○	
13 東京都	○			○ 医師の診断書等により障害の程度を客観的に判断できる者	○	試験時間の延長、手話通訳者の配置等
14 神奈川県	○	○	○	○ 知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医により知的障害があると判定された人	○	
15 新潟県	○				○	原則として一般選考受検者と同様の検査を行うが、出願種別や教科等、障害の程度により、筆答検査及び実技検査の一部を変更又は免除する。また、点字、拡大文字、手話、車いす、口頭による試問等、必要に応じて対応する。
16 富山県	○	○	○	○ 知的障害者であることの判定書の交付を受けている者	○	
17 石川県	○			○ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、療育手帳の交付を受けている者	○	原則、一般選考の試験内容と同じとするが、申請により、障害の種類や程度に応じた配慮を行うとともに、必要に応じて実技試験等の一部又は全部を免除する。
18 福井県	○	○	○	○ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医または障害者職業センターにより知的障がい者であることの判定書	○	
19 山梨県	○				○	・検査時間の延長
20 長野県	○				○	二次選考における実技の一部を免除
21 岐阜県	○	○	○		○	
22 静岡県	○	○	○		○	教職・一般教養試験を課題作文に代替。
23 愛知県	○	○	○	○ 【障害者大学推薦特別選考】 教員免許状取得のための課程許可を受けている大学(短期大学、大学院、教職大学院を含む)を卒業見込みの人、大学院及び専攻科に在学している人、又は大学・大学院を卒業後5年以内かつ愛知県公立学校教員採用試験を受験したことがある人で、在学する又は卒業した大学の学長又は学部長の推薦が得られた人。	○	【障害者大学推薦特別選考】 第1次試験を免除し、さらに、障害の種類・程度に応じ、第2次試験の一部を変更し、又は免除する。
24 三重県				○ 一般選考の申込資格に加えて、次の(1)～(3)のいずれかに該当する人。(1) 身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの人。(2) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人。(3) 療育手帳の交付を受けている人。	○	原則として、選考方法・試験内容とも一般選考と同様。選考試験の実施にあたって、障がいの種類と程度に応じた試験項目の代替、免除等の措置を必要に応じて検討している。また、「障がい者を対象とした特別選考」以外の他の特別選考の申込資格を満たす場合は、該当する他の特別選考の試験項目により受験できる。
25 滋賀県	○	○	○		○	受験資格を満たした場合に第一次選考の「一般教養・教職教養」を免除する。第一次選考の「小論文」に代えて「エントリーシート」とする。
26 京都府	○	○	○		○	専門教科において、基準点を考慮する。
27 大阪府	○	○	○	○ 障害者職業センター等の公的判定機関で知的障がい者であることの判定書の交付を受けている者	○	第1次選考の筆答テストを免除
28 兵庫県	○	○	○		○	
29 奈良県				○ 身体障害者手帳(1～6級)、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳のいずれかの交付を受けている人	○	試験内容、日時、会場等は原則同じだが、選考にあたっては一般の受験者とは別に合否を判定する。ただし、障害の状況等により、試験の実施方法や内容を一部変更することがある。
30 和歌山県	○	○	○		○	
31 鳥取県	○	○	○		○	障がいの程度により専門試験(技能・実技試験)内容に受験ができない項目があると思われる場合は、障がいの程度に応じて専門試験(技能・実技試験)の一部若しくは全部について、振替又は免除を行う。具体的な要望については、志願書に具体的に記入する。
32 島根県	○	○	○	○ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、児童相談所、障害者職業センター、精神保健指定医による知的障がい者であることの判定書の交付を受けている者	○	
33 岡山県	○				○	
34 広島県	○	○	○		○	障害の程度に応じて実技試験の一部又は全ての免除を受けることができる。
35 山口県	○	○	○	○ 一般選考の要件(免許状所有、年齢等)を満たす者	○	実技試験の免除、問題・解答用紙の文字の拡大、試験時間の延長等

区分	受験資格				選考方法・内容	
	身体障害者手帳の交付を受けている者	療育手帳の交付を受けている者	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	その他	一般的に	具体的に
各縣市				具体的に	一定の場合に一部免除等の配慮	具体的に
36 徳島県	○			○ 障がいの程度が1級から6級までの者	○	障がいの種類・程度に応じた配慮を行うとともに、選考を別枠で実施する。
37 香川県	○			○ 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者も可 S36.4.2以後に生まれた者	○	
38 愛媛県	○	○	○	○ 児童相談所、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。)第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる判定書の交付を受けている者	○	受験資格があり、障がい者特別選考を願い出た受験者に対し、事前面談を行い、配慮や免除についての要望を聴取し、それに応じて柔軟に対応している。
39 高知県	○	○	○		○	特別選考としている。
40 福岡県	○	○	○		○	
41 佐賀県	○				○	一般・教職教養試験の免除を行う
42 長崎県	○	○	○		○	志願者が求めた配慮を行う。(例)座席配置など 試験免除や加点は、要件を満たす者は一般選考と同様に行う。
43 熊本県	○	○	○	○ ・都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という。)若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書。 ・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者就業センターによる知的障害者であることの判定書。	○	一般受考者とは別の選抜方法で選考を行う。考査内容は、一般受考者と同様。ただし、障がいの種類や程度に応じて配慮を行う。
44 大分県	○				○	
45 宮崎県	○				○	特別選考試験合格者は、第2次選考試験を受験する。
46 鹿児島県	○				○	「障害者特別選考申請書」の記載内容により、必要に応じ、1次試験、2次試験における受験上の配慮を行います。また、1次試験における教職教養試験を免除するとともに、審査の上、実技試験の免除等を行う場合もあります。
47 沖縄県	○				○	障がいの種類や程度に応じて試験時間の延長等の配慮を決定する。
48 札幌市	○				○	障がいの種類や程度に応じた配慮をするとともに、必要に応じて適性検査及び実技検査の一部又は全部を免除
49 仙台市	○				○	1次試験の教職教養の筆記試験に替えて、個人面接試験を実施
50 さいたま市	○		○		○	第1次試験の筆記試験について、「一般教養及び教職教養」を免除する。
51 千葉市				○ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかの交付を受けている者	○	
52 横浜市	○	○	○		○	
53 川崎市	○	○	○		○	
54 相模原市	○	○	○		○	受験者の相談にのり決定している。
55 新潟市	○	○	○		○	障がいの種類や程度に応じて、検査の一部を変更又は免除する。必要に応じて別室での受検等の対応をする。
56 静岡市	○	○	○	○ 受験する教員種別及び教科に必要な免許状を有している	○	障害の程度により合理的配慮を行う。
57 浜松市	○	○	○		○	・試験は一般選考と同様の試験を行うが、選考は別に行う。 ・1次試験の「教職・一般教養」を「課題作文」に代えることができる。 ・具体的な試験の方法は「障がい者に配慮した選考申請書」を踏まえて検討し、障がいにより不利になることがないように配慮する。
58 名古屋市	○	○	○		○	1次試験の総合教養、口述(集団面接)、2次試験では口述(集団面接)を実施しない。 障害の種類や程度に応じた配慮をする。
59 京都市	○	○	○		○	障害の程度に応じて、文字・用紙の拡大、試験時間の延長、書面等での指示、受験会場・座席の配慮を可能な範囲で行う。
60 大阪市	○	○	○		○	本人からの申告があった場合につき、障がいの程度に応じて実技テストの一部免除又は振替を行う。
61 堺市	○	○	○	○ 都道府県知事の定める医師もしくは産業医の診断書・意見書	○	障害の種類に応じ、実技試験の免除など、個々に対応する。
62 神戸市	○	○	○		○	申請書に申し出の記載があった場合に限り、障害の状況に応じて、実技試験の一部、または全てを免除する。
63 岡山市	○				○	出願した区分で選考を行う。
64 広島市	○	○	○		○	障害の程度に応じて実技試験の一部又は全ての免除を受けることができる。
65 北九州市	○	○	○		○	一般選考と同様の試験を行うが、選考は「一般選考」とは別に行う。 必要に応じて点字又は手話等の対応を行うとともに、障害の程度に応じた実技試験の実施。
66 福岡市	○	○	○		○	第1次試験(筆記試験)において、受験した試験科目のいずれも「不可とする基準」に該当しない者を、第1次試験合格者とした。
67 熊本市	○	○	○		○	
68 豊能地区	○	○	○	○ 障害者職業センター等の公的判定機関で知的障害者と判定された者	○	実技試験等が障害を事由として受験が難しい場合、面談等に振り替えて実施する。
合計	63	42	44	20	19	48

(注) 合計については、実施した県市の実数である。

5.1.2 障害のある者の採用促進に向けた取組

区分 区市名	①教育公務員特例法第22条の5第1項に規定する協議会の活用	②教職課程を置く大学等との連携	③その他の障害のある者の採用促進に向けた取組
	具体的に	具体的に	具体的に
01 北海道		○ 障がいのある方の大学進学や教員採用に関わって、北海道内の大学を対象とした調査を実施し、大学、校長、市町村教育委員会の代表等で構成する教員採用に関する協議会において調査結果をフィードバックし、障がいがある方の採用促進に努めている。	
02 青森県			○ 大学訪問や県教育委員会ホームページにおいて、障害者特別選考の周知を行い、受験者の確保に努めている。
03 岩手県			
04 宮城県			○ 教員採用選考の広報活動において、必ず説明している
05 秋田県			
06 山形県			
07 福島県		○ 福島県教育委員会と福島大学による連携協議会において障がい者雇用の促進について協議を行っている。	○ ・教員採用候補者選考試験実施要項公表とともに、障がいがあり、現場で活躍する教員からのメッセージを掲載している。 ・障がいのある受験者に対し、合理的配慮を提供している。
08 茨城県			
09 栃木県			○ 関係機関に「障害のある方を対象とした選考」の実施について、リーフレット等で周知。
10 群馬県			○ ・令和3年度より、校務支援員を障害者雇用の一環として任用している。
11 埼玉県			○ 教員採用案内(パンフレット)に障害者特別選考で合格した若手教員のページを設け、教員を目指す障害のある方へのメッセージを紹介。また、教員募集説明会で参加者や大学の就職担当者に作成したパンフレットを配付し説明している。またホームページにも障害者特別選考に係るページを設け、周知。
12 千葉県			
13 東京都			
14 神奈川県		○ 大学推薦において障がい者枠を設けている。	
15 新潟県			
16 富山県			
17 石川県			
18 福井県			
19 山梨県			
20 長野県			
21 岐阜県			
22 静岡県			
23 愛知県	○ 教員採用選考試験検討会議の中で障害のある者の採用促進に向けて検討している。		○ 募集要項に、障害のあることが選考において不利になることはないことを明記している。また、採用選考試験実施にあたっては障害に応じて、展示試験、試験問題の拡大、試験時間の延長、別室受験、手話通訳等の受験補助員の配置等を行うなど引き続き障害者が受験しやすい環境の整備を行っている。
24 三重県			
25 滋賀県			
26 京都府			
27 大阪府			
28 兵庫県		○ 障害のある学生の教員免許取得及び教員採用候補者選考試験の受験を働きかけている。	○ 県内公立学校において臨時的任用教員の他、時間講師として勤務を希望する人の人材バンクの活用に加え、令和3年度から教員採用試験受験者に対する講師登録の自動登録化を導入している
29 奈良県			
30 和歌山県			
31 鳥取県			○ ・一般選考と切り離し、別枠で選考 ・「身体障がい」のみから「精神障がい」「知的障がい」も含め対象を拡大
32 島根県			
33 岡山県			
34 広島県			
35 山口県			○ 県身体障害者連合会(を通して県内障害者団体)や県内労働局、ハローワークに実施要項、パンフレット、ポスターを配付し協力を依頼。高等学校等の校長会を通して進路決定期にある生徒への周知にも取り組む。
36 徳島県			
37 香川県			
38 愛媛県			
39 高知県			
40 福岡県			

区分 区市名	①教育公務員特例法第22条の5第1項に規定する協議会の活用	②教職課程を置く大学等との連携	③その他の障害のある者の採用促進に向けた取組
	具体的に	具体的に	具体的に
41 佐賀県			
42 長崎県			○ 障害者特別採用選考の周知や広報活動を行う。
43 熊本県		○ 大学訪問を行い説明会を実施する中で、障がいのある者を対象とした特別選考について周知している。	
44 大分県			
45 宮崎県			
46 鹿児島県		○ ・ 大学等関係機関との連携をとり、大学においても、障害者の積極的な受け入れや障害のある学生の教員免許状取得の促進について依頼 ・ 教員免許取得可能な九州内の大学、短大に障害者雇用推進ポスターの掲示を依頼	○ ・ 県内のすべてのハローワークに障害者雇用推進ポスターの掲示を依頼
47 沖縄県			
48 札幌市			○ 公式ホームページにおいて、障がい者特別選考の内容について、積極的に周知している。
49 仙台市			
50 さいたま市			
51 千葉市			
52 横浜市			○ 平成22年度から実施している「身体障害者特別選考」を令和2年度から「障害者特別選考」に変更し、従来の身体障害者手帳を交付された方に加え、療育手帳(又は知的障害者であることの判定書)、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを交付された方を対象に変更。
53 川崎市			
54 相模原市			
55 新潟市	○ 新潟市教職員育成協議会での情報交換・情報共有	○ 新潟大学、上越教育大学との連携協議会での情報交換・情報共有	
56 静岡市			
57 浜松市			
58 名古屋市		○ 説明会で声掛けをしている。	○ ・ 募集要項を別にしてしている。 ・ 近隣大学において、障害のある学生への呼びかけ
59 京都市			
60 大阪市			
61 堺市			○ ハローワーク等の機関に募集案内(点字含む)を別途送付する。
62 神戸市			
63 岡山市			
64 広島市			
65 北九州市		○ 大学訪問を実施し、教員採用試験や講師登録の説明会を行っている。 ○ 大学と協定を締結し、市立学校において学生ボランティアの受け入れを行っている。	○ 採用後は、障害の種類や程度を勘案した配置を行い、安心して働くことができる環境づくりに努めている。
66 福岡市			
67 熊本市			○ 障がい保健福祉課と連携し、教員採用選考試験のパンフレット等を障がい者サポートセンターへ配付
68 豊能地区			
合計	2	9	18

(注) 合計については、実施した区市の実数である。

5.2.1 試験時における配慮の有無、障害のある者への配慮の周知方法

区分 区市名	試験時に何らかの 配慮をしている	配慮の周知方法					具体的に
		募集要項等	パンフレット	ホームページ	受験説明会	その他	
01 北海道	○	○	○	○	○		
02 青森県	○	○					
03 岩手県	○	○	○	○	○		
04 宮城県	○	○	○		○		
05 秋田県	○	○		○			
06 山形県	○	○					
07 福島県	○	○					
08 茨城県	○	○					
09 栃木県	○	○	○	○	○		
10 群馬県	○	○			○		
11 埼玉県	○	○	○	○	○		
12 千葉県	○	○	○	○	○		
13 東京都	○	○	○	○	○		
14 神奈川県	○	○	○	○	○		
15 新潟県	○	○		○	○	○	電子申請入力フォームに、「受験上の配慮希望事項」の記入欄あり。
16 富山県	○	○		○	○		
17 石川県	○	○		○	○	○	出願後に、配慮を行う旨を口頭(聴覚障害者にはFAX)で周知
18 福井県	○	○		○			
19 山梨県	○	○	○				
20 長野県	○	○		○	○		
21 岐阜県	○	○		○			
22 静岡県	○	○					
23 愛知県	○	○	○	○			
24 三重県	○	○		○	○	○	ラジオ等での広報、大学訪問時の説明、全国の地域障害者職業センターに要項を送付し、利用者への周知を依頼
25 滋賀県	○	○					
26 京都府	○	○					
27 大阪府	○	○	○	○	○	○	電子申請画面に記載
28 兵庫県	○	○	○	○	○		
29 奈良県	○	○			○		
30 和歌山県	○	○	○	○	○		
31 鳥取県	○	○		○	○		
32 島根県	○	○					
33 岡山県	○	○		○	○		
34 広島県	○	○	○	○	○		
35 山口県	○	○	○	○	○		県身体障害者連合会(を通して県内障害者団体)や県内労働局、ハローワークに実施要項、パンフレット、ポスターを配付し協力を依頼。高等学校等の校長会を通して進路決定期にある生徒への周知にも取り組む。
36 徳島県	○	○		○	○		
37 香川県	○	○		○	○		
38 愛媛県	○	○		○			
39 高知県	○	○	○				
40 福岡県	○	○		○			
41 佐賀県	○	○					
42 長崎県	○	○		○	○		
43 熊本県	○	○	○	○	○		
44 大分県	○	○					
45 宮崎県	○	○					
46 鹿児島県	○	○			○		
47 沖縄県	○	○			○		
48 札幌市	○	○		○	○		
49 仙台市	○	○			○		
50 さいたま市	○	○		○			
51 千葉市	○	○	○	○	○		
52 横浜市	○	○		○	○		
53 川崎市	○	○				○	受験案内に記載あり。パンフレットに同封。受験案内をHPでDL可能及び説明会で配布。
54 相模原市	○	○					
55 新潟市	○	○		○	○		
56 静岡市	○	○		○	○		
57 浜松市	○	○					
58 名古屋市	○	○	○	○			
59 京都市	○	○	○	○	○		
60 大阪市	○	○		○			
61 堺市	○	○		○	○		
62 神戸市	○	○					
63 岡山市	○	○	○	○	○		
64 広島市	○	○	○	○	○		
65 北九州市	○	○			○		
66 福岡市	○	○					
67 熊本市	○	○	○	○			
68 豊能地区	○	○					
合計	68	68	23	42	39	5	

(注)合計については、実施した区市の実数である。

5.2.2 筆記試験における配慮(視覚障害)

区分 区市名	点字受験	文字・用紙の拡大	ライトの使用	拡大鏡の使用	試験時間の延長	点字補助員配置	介添者配置	ワープロ等使用	音声回答	別室受験	受験者の希望に対応	その他	
													具体的に
01 北海道	○	○	○	○	○			○	○	○	○		
02 青森県											○		
03 岩手県	○	○		○	○						○		
04 宮城県											○		
05 秋田県		○		○	○		○	○		○	○	○	拡大読書器の使用、音声出題
06 山形県											○		
07 福島県	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	据置型拡大読書機の設置、携帯型拡大読書機の持込可、座席配置、時間延長
08 茨城県	○	○		○	○			○			○		
09 栃木県	○	○		○	○			○			○		
10 群馬県		○									○		
11 埼玉県	○	○	○	○	○			○			○		
12 千葉県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
13 東京都	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
14 神奈川県	○				○			○			○		
15 新潟県	○	○	○	○	○		○		○	○	○		
16 富山県												○	受験者の要望に応じて、可能な配慮を行う。
17 石川県	○	○		○	○			○	○	○	○		
18 福井県	○	○		○	○	○		○			○		
19 山梨県												○	検査時間の延長
20 長野県	○	○		○	○		○	○	○	○	○		
21 岐阜県	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	
22 静岡県		○		○	○						○	○	
23 愛知県	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○ 拡大読書器の持ち込み
24 三重県	○	○	○	○	○			○		○	○		
25 滋賀県		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○ 小論文に代えて課題作文を課す。
26 京都府	○	○	○	○	○			○		○	○	○	
27 大阪府	○	○		○	○			○		○	○	○	○ 会場内の誘導、試験会場の配慮
28 兵庫県	○	○		○	○		○	○		○	○	○	
29 奈良県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
30 和歌山県	○	○	○	○	○		○				○	○	○ 問題の読み上げ対応
31 鳥取県	○	○		○	○						○		
32 島根県	○				○						○	○	
33 岡山県		○		○	○						○	○	
34 広島県	○	○		○	○		○	○			○		
35 山口県												○	○ 志願者と個別に話し合いを行い、必要かつ合理的な範囲で可能となる配慮の内容を決定する。
36 徳島県	○	○		○							○	○	
37 香川県		○		○	○		○	○			○	○	
38 愛媛県				○								○	
39 高知県												○	
40 福岡県		○		○								○	
41 佐賀県												○	○ 受験者の配慮事項の申出に応じて可能な限り対応
42 長崎県												○	○ 本人の障害の程度や障害の状況に応じた配慮を行う。
43 熊本県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
44 大分県	○										○	○	
45 宮崎県	○	○	○	○	○	○	○				○	○	
46 鹿児島県	○	○	○	○	○				○		○	○	
47 沖縄県	○	○		○	○						○	○	
48 札幌市	○	○	○	○	○			○	○		○	○	
49 仙台市	○	○	○	○	○		○				○	○	
50 さいたま市	○	○		○				○			○	○	
51 千葉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
52 横浜市	○	○		○	○						○	○	
53 川崎市		○	○	○	○		○				○	○	
54 相模原市	○	○		○							○	○	
55 新潟市												○	
56 静岡市		○		○								○	
57 浜松市		○			○		○				○	○	
58 名古屋市	○	○		○	○		○				○	○	
59 京都市												○	
60 大阪市	○	○	○	○							○	○	
61 堺市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
62 神戸市												○	○ 令和3年度選考において該当する受験者はいなかったものの、受験者から配慮の申し出があった際には、可能な範囲で対応することとしている。
63 岡山市													
64 広島市	○	○		○	○		○	○			○		
65 北九州市	○	○	○	○								○	
66 福岡市		○	○	○		○	○				○	○	
67 熊本市	○	○		○								○	
68 豊能地区	○	○		○	○			○			○	○	
合計	43	51	24	50	43	12	27	28	12	48	57	12	

(注)合計については、実施した区市の実数である。

5.2.3 筆記試験における配慮(聴覚障害)

区分 区市名	手話通訳	補聴器使用	要約筆記	書面・筆談による指示	介添員配置	前列・希望する席に配置	ハンドマイク使用	別室受験	受験者の希望に対応	その他	
										具体的に	
01 北海道	○	○		○		○		○	○		
02 青森県									○		
03 岩手県	○			○		○			○		
04 宮城県									○		
05 秋田県									○		
06 山形県									○		
07 福島県	○	○	○	○	○	○		○	○	○	音声資料による試験では、文字による提示
08 茨城県	○	○		○		○			○		
09 栃木県	○	○		○	○	○		○	○		
10 群馬県	○				○	○		○	○		
11 埼玉県	○	○	○	○		○		○			
12 千葉県	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
13 東京都	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
14 神奈川県	○	○		○	○	○		○			
15 新潟県	○	○		○	○	○		○	○		
16 富山県										○	受験者の要望に応じて、可能な配慮を行う。
17 石川県	○		○	○	○	○		○	○	○	出願後に、配慮を行う旨を口頭(聴覚障害者にはFAX)で周知
18 福井県		○						○	○		
19 山梨県										○	検査時間の延長
20 長野県	○	○	○	○	○	○		○	○		
21 岐阜県	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
22 静岡県	○	○				○		○	○		
23 愛知県	○	○	○	○		○			○		
24 三重県	○	○	○	○		○	○	○	○	○	英語リスニング試験において、スライド表示に代替
25 滋賀県	○	○		○		○	○	○	○	○	小論文に代えて課題作文を課す。
26 京都府	○	○		○		○			○		
27 大阪府	○	○	○	○		○			○	○	開始、終了の合図
28 兵庫県	○		○	○	○	○			○		
29 奈良県	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
30 和歌山県	○	○		○	○	○		○	○		
31 鳥取県	○	○	○			○			○		
32 島根県		○		○		○			○		
33 岡山県	○	○		○		○		○	○		
34 広島県	○	○	○	○	○	○	○	○			
35 山口県										○	志願者と個別に話し合いを行い、必要かつ合理的な範囲で可能となる配慮の内容を決定する。
36 徳島県		○	○	○		○		○	○		
37 香川県	○	○		○		○			○		
38 愛媛県		○		○		○			○		
39 高知県									○		
40 福岡県	○			○					○		
41 佐賀県										○	受験者の配慮事項の申出に応じて可能な限り対応
42 長崎県										○	本人の障害の程度や障害の状況に応じた配慮を行う。
43 熊本県	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
44 大分県									○	○	
45 宮崎県	○	○	○	○	○	○		○	○		
46 鹿児島県		○	○			○			○		
47 沖縄県	○	○	○	○	○	○			○		
48 札幌市	○	○		○		○		○	○		
49 仙台市	○	○		○	○	○	○	○	○		
50 さいたま市		○				○		○	○		
51 千葉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
52 横浜市	○	○		○		○		○	○		
53 川崎市	○	○		○	○	○		○	○		
54 相模原市		○		○		○		○	○		
55 新潟市									○		
56 静岡市											
57 浜松市		○			○	○		○	○		
58 名古屋市	○	○		○	○	○		○	○		
59 京都市									○		
60 大阪市	○	○	○	○		○		○	○		
61 堺市	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
62 神戸市										○	令和3年度選考において該当する受験者はいなかったものの、受験者から配慮の申し出があった際には、可能な範囲で対応することとしている。
63 岡山市											
64 広島市	○	○	○	○	○	○	○	○			
65 北九州市		○							○		
66 福岡市	○	○		○	○	○	○	○	○		
67 熊本市	○					○			○		
68 豊能地区	○	○		○		○		○	○		
合計	43	46	23	43	25	49	13	38	56	11	

(注)合計については、実施した区市の実数である。

5.2.4 筆記試験における配慮(肢体不自由)

区分 県市名	試験時間の延長	解答方法の変更	ワープロ等使用	用紙拡大	別室受験	試験会場・ 机等の配慮	受験者の希望に対応	その他	
									具体的に
01 北海道	○	○		○	○	○	○		
02 青森県							○		
03 岩手県						○	○		
04 宮城県							○		
05 秋田県							○		
06 山形県							○		
07 福島県	○			○	○	○	○	○	障がいの実態やこれまで受けてきた支援の内容を勘案し、合理的配慮の提供を個別に決定。
08 茨城県	○		○	○		○	○		
09 栃木県					○	○	○		
10 群馬県				○	○		○		
11 埼玉県	○	○	○	○	○	○			
12 千葉県	○	○	○	○	○	○	○		
13 東京都	○	○	○	○	○	○	○		
14 神奈川県						○			
15 新潟県	○	○	○	○	○	○	○		
16 富山県								○	受験者の要望に応じて、可能な配慮を行う。
17 石川県						○		○	出願後に、配慮を行う旨を口頭(聴覚障害者にはFAX)で周知
18 福井県			○		○	○	○		
19 山梨県								○	検査時間の延長
20 長野県	○			○	○		○		
21 岐阜県	○	○	○	○	○	○	○		
22 静岡県							○		
23 愛知県	○			○	○	○	○	○	車椅子の使用についての配慮
24 三重県	○	○	○	○	○	○	○		
25 滋賀県	○		○	○	○	○	○	○	小論文に代えて課題作文を課す。
26 京都府	○		○	○	○	○	○		
27 大阪府	○	○		○	○	○	○		
28 兵庫県	○			○	○	○	○		
29 奈良県	○	○	○	○	○	○	○		
30 和歌山県	○			○	○	○	○		
31 鳥取県						○	○		
32 島根県	○				○		○		
33 岡山県	○			○	○	○	○		
34 広島県	○	○	○	○	○	○			
35 山口県								○	志願者と個別に話し合いを行い、必要かつ合理的な範囲で可能となる配慮の内容を決定する。
36 徳島県				○	○	○	○		
37 香川県						○	○		
38 愛媛県		○	○	○		○	○		
39 高知県							○		
40 福岡県							○		
41 佐賀県								○	受験者の配慮事項の申出に応じて可能な限り対応
42 長崎県								○	本人の障害の程度や障害の状況に応じた配慮を行う。
43 熊本県	○	○	○	○	○	○	○		
44 大分県					○	○	○		
45 宮崎県	○			○	○	○	○		
46 鹿児島県					○	○	○		
47 沖縄県	○			○	○	○	○		
48 札幌市	○	○		○	○	○	○		
49 仙台市	○			○	○	○	○		
50 さいたま市			○	○	○	○	○		
51 千葉市	○	○	○	○	○	○	○		
52 横浜市						○	○		
53 川崎市	○			○	○	○	○		
54 相模原市				○	○	○	○		
55 新潟市							○		
56 静岡市									
57 浜松市	○			○	○	○	○		
58 名古屋市	○	○	○		○	○	○		
59 京都市							○		
60 大阪市				○	○	○	○		
61 堺市	○	○	○	○	○	○	○		
62 神戸市					○	○			
63 岡山市									
64 広島市	○	○	○	○	○	○			
65 北九州市						○	○		
66 福岡市				○	○	○	○		
67 熊本市							○		
68 豊能地区	○		○	○	○	○	○		
合計	32	17	20	37	42	48	55	9	

(注)合計については、実施した県市の実数である。

5.2.5 実技試験・面接試験時の配慮

区分 県市名	実技		面接	
		具体的に		具体的に
01 北海道	○	手話通訳者や補助員を配置する、検査時間の延長など	○	手話通訳者や補助員を配置するとともに、検査員の発言が聞き取りやすいような配席など
02 青森県	○	令和3年度試験における該当者なし。	○	令和3年度試験における該当者なし。
03 岩手県	○	受験者の希望に対応	○	受験者の希望に対応
04 宮城県	○	【骨折】: サンドルでの受験許可。 【靭帯断裂】: 固定具の着用許可。	○	【難聴】: 度合いにより、補聴器の持ち込み許可。説明を文字情報で提供した。手話通訳を付けた。 【骨折】: エレベーターの使用許可。
05 秋田県	○	障害の種類や程度に応じて、受験方法や施設面での配慮をする。	○	障害の種類や程度に応じて、受験方法や施設面での配慮をする。
06 山形県	○	志願時に、要望する配慮事項を記載する欄を設け、個別に聞き取り等を行いながら、配慮を行う。	○	志願時に、要望する配慮事項を記載する欄を設け、個別に聞き取り等を行いながら、配慮を行う。
07 福島県	○	・申告書(任意)の提出により実技試験を免除する場合があります。 ・手話通訳士の配置、補聴器装着の許可等、障がいの状況やこれまで受けてきた支援の内容を勘案し、合理的配慮の提供を個別に決定している。	○	・手話通訳士の配置、補聴器装着の許可等、障がいの状況やこれまで受けてきた支援の内容を勘案し、合理的配慮の提供を個別に決定している。
08 茨城県				
09 栃木県	○	受験者の希望に対応。	○	受験者の希望に対応。
10 群馬県				
11 埼玉県	○	【精神障害のある者】座席を希望の位置に指定	○	【聴覚障害のある者】手話通訳・要約筆記者の配置及び注意事項等の文書による伝達、面接試験員のフェイスシールド着用、補聴器の使用、座席を前列に指定、【精神障害(吃音)のある者】面接試験員と同室受験者への障害の周知、【精神障害のある者】ゆっくり質問するよう面接員に伝達
12 千葉県	○	聴覚に障害のある者に対し、手話通訳者を配置した。	○	聴覚に障害のある者に対し、手話通訳者を配置した。
13 東京都	○	【保健体育(聴覚障害者)】 ダンス時は手拍子でリズムを伝える	○	・補聴器使用 ・手話通訳者配置 ・杖の持ち込み ・内履き用装具の使用(内履きへの履き替えが必要な会場のため)
14 神奈川県			○	(3)の配慮に加えて、聴覚障害のある者については要約筆記者の配置、試験時間の延長
15 新潟県	○	原則として一般選考受験者と同様の検査を行うが、出願種別や教科等、障害の程度により、実技検査の一部を変更又は免除する。	○	原則として一般選考受験者と同様の検査を行うが、出願種別や教科等、障害の程度により、手話、車いす、口頭による試問等、必要に応じて対応する。 【聴覚障害のある者への実際の対応】 ・手話通訳者を配置し、面接官の質問を受験者に手話で伝えた。 ・受験者の回答はホワイトボードへの筆記とした。 ・受付では指示や連絡を書いた紙を受験者に配付した。 ・回答をホワイトボードに記述する時間が必要となるため、面接時間を10分延長した。
16 富山県	○	聴覚障害者の体育実技では、受験上の諸注意を書面で示し、検査の開始を監督者が手旗を大きく上げ下げする動作で合図する。	○	聴覚障害者の集団面接では、受験上の諸注意を書面で示し、手話通訳者2名を同席させた。個人面接では、手話通訳者1名を同席させる。
17 石川県	○	受験者の希望に対応。 【肢体不自由のある者】: 水泳実技の免除を認めた。	○	受験者の希望に対応。
18 福井県				
19 山梨県				
20 長野県	○	受験者本人と事前に相談の上、実技等を配慮する。(例: 希望により手話通訳者、介助者を配置する。実技の全部、一部を免除する。専任の担当者を付ける。)	○	聴覚障がいのある者に対して、希望により手話通訳者を配置する。 視覚障がいのある者に対して、希望により点字による場面提示や専任担当者を配置する。
21 岐阜県			○	面接試験の実施時間や検査会場での配慮
22 静岡県			○	面接時間の延長
23 愛知県	○	視覚障害者に対して、問題の拡大、点字受験、時間延長などを実施している。 聴覚障害者に対して、手話通訳を介して指示を伝えている。	○	視覚障害者に対して、受験会場内での付き添いや案内を行っている。 聴覚障害者に対して、口述試験(面接)を手話通訳により実施している。 肢体不自由者に対して、動線等を考慮して座席を配置している。
24 三重県	○	受験者の希望に対応	○	受験者の希望に対応
25 滋賀県			○	手話通訳をつける。 面接委員との距離を近くする(口角の動きを読み取るため)。
26 京都府	○	受験者から聞き取った内容について、検討し、配慮する	○	聴覚障害者: 手話通訳の配置、試験時間の延長、 面接会場の椅子の位置を変更(面接官との距離を縮める)、口頭説明事項をメモで説明
27 大阪府	○	【視覚障がいのある者】: 音楽試験において予め、「ピアノ弾き歌い」と「アルトリコーダー」の課題曲を指定する。(一般受験者は、曲目を当日指定) 【聴覚障がいのある者】: 水泳試験においてスタート時に手を上げて合図する 【精神障がい(読字障がい)のある者】: 英語試験においてリスニング試験時間を延長、スピーチテーマの黙読時間を延長	○	【視覚障がいのある者】: 会場内の誘導、試験会場の配慮、提出書類の代筆可 【肢体不自由のある者】: 提出書類のPC作成または代筆可、杖の持込許可、試験会場の配慮 【聴覚障がいのある者】: 手話通訳者又は筆談者の配置、注意事項等を記載した書類を配付
28 兵庫県				
29 奈良県	○	実技実施時に、受験者が希望する安全配慮上の補助員を配置した。当日試験内容の説明を他の受験者と同様に受けた後、実施できるかを判断した。実施不可能な場合は、他の項目を提示し実技試験に代えた。その他にも、受験者が希望する配慮事項についてはできる限り対応する方針である。	○	座席位置等の配慮を行った(聞こえやすい位置を考慮)。その他にも、受験者が希望する配慮事項についてはできる限り対応する方針である。
30 和歌山県	○	体育等の実技が不可能な場合は、口頭試問に代えて実施可能。 希望に応じて、待機場所から試験会場への往来等の移動時には介助員が誘導し、安全を確保する。	○	希望に応じて、待機場所から試験会場への往来等の移動時には介助員が誘導し、安全を確保する。
31 鳥取県	○	配布する用紙を拡大	○	配布する用紙を拡大
32 島根県	○	受験者の希望に対応	○	受験者の希望に対応
33 岡山県			○	個人面接、模擬授業・口頭試問については、口語と筆談によって実施。手話通訳をつけて実施したこともある。
34 広島県	○	点字資料の利用。介添員配置。	○	手話通訳者の配置。面接時間延長。要約筆記者の配置。筆談ボード利用。
35 山口県	○	志願者と個別に話し合いを行い、必要かつ合理的な範囲で可能となる配慮の内容を決定する。	○	志願者と個別に話し合いを行い、必要かつ合理的な範囲で可能となる配慮の内容を決定する。
36 徳島県			○	聴覚障がいのある方への集団面接時での対応 ①各受審者はマスクを外してフェイスシールドを着用して発言する。(口元が見えることでより確かな理解に結び付くため) ②発言するときは、拳手をしてから話し始める。 ③要約筆記を行うため、その方の前にパソコンを置く。(スタッフ2名同室)
37 香川県			○	【視覚障害のある者】: 試験会場内の移動の介助を行った。 【聴覚障害のある者】: 手話通訳を配置することで対応したり、集団面接で討議内容が聞き取れるように座席の配慮を行う対応をした。
38 愛媛県	○	事前面談を行い、配慮や免除についての要望を聴取し、それに応じて、個別に柔軟に対応する。	○	事前面談を行い、配慮や免除についての要望を聴取し、それに応じて、個別に柔軟に対応する。
39 高知県	○	受審者の希望に対応	○	受審者の希望に対応
40 福岡県	○	実技に際して配慮を必要とする場合、障がいの程度に応じて対応する。	○	手話通訳者が面接委員の後方に立ち、面接を行った。面接委員は、発言する際にいったん手を挙げ、発言のタイミングが受験者に伝わりやすくなるよう配慮した。

区分 県市名	実技		面接	
		具体的に		具体的に
41 佐賀県				
42 長崎県	○	内容は一般受験と同じ	○	本人の障害の程度や障害の状況に応じた配慮を行う。
43 熊本県	○	受考者本人がどのような配慮を望んでいるか把握し、検討したうえで、障がいの種類や程度に応じた配慮を行う。	○	受考者本人がどのような配慮を望んでいるか把握し、検討したうえで、障がいの種類や程度に応じた配慮を行う。
44 大分県				
45 宮崎県	○	受験者との相談の上、配慮の内容を決定する。	○	視覚障がいのある者は点字による問題提示を行うなど、受験者との相談の上、配慮の内容を決定する。
46 鹿児島県	○	本人からの申請書の内容に応じて適切に対応している。	○	本人からの申請書の内容に応じて適切に対応している。
47 沖縄県	○	・受験者の希望に対応	○	○視聴覚障がいのある受験者に対しては、面接時の手話通訳者の配置、書面・筆談による注意事項伝達、試験時間の延長等の配慮 ○視覚障がいのある受験者に対しては、試験会場内における介添員の常時配置
48 札幌市	○	手話通訳者や補助員を配置するなど。	○	手話通訳者や補助員を配置するとともに、検査員等の発言が聞き取りやすいような席の配置など。
49 仙台市	○	障害の程度により、一部実技試験の免除を行う。	○	第1次選考筆記試験において、教職教養に替えて個人面接を実施する。
50 さいたま市				
51 千葉市	○	聴覚に障害のある者に対し、手話通訳者を配置した。	○	聴覚に障害のある者に対し、手話通訳者を配置した。
52 横浜市	○	障害の内容・程度と本人の申出内容をもとに、試験の公平性を担保した上で、具体的な配慮を決定している	○	障害の内容・程度と本人の申出内容をもとに、試験の公平性を担保した上で、具体的な配慮を決定している
53 川崎市	○	受験者の希望に対応	○	受験者の希望に対応
54 相模原市	○	受験者の希望に対応	○	受験者の希望に対応
55 新潟市				
56 静岡市				
57 浜松市	○	受験者の希望に可能な限り対応。	○	受験者の希望に可能な限り対応。
58 名古屋市	○	受験者の希望に対応	○	受験者の希望に対応
59 京都市	○	事前に受験者に対して聞き取りを行ったうえで、受験者の障害の程度や希望に応じて配慮する。	○	事前に受験者に対して聞き取りを行ったうえで、受験者の障害の程度や希望に応じて配慮する。
60 大阪市	○	面談や電話相談により、実技試験の方法を決める。	○	聴覚障がい者には、希望により手話通訳を配置する。
61 堺市			○	聴覚障害者の方について、面接時に面接官とは別に担当を1名配置し、面接官からの質問をモニターに提示するとともに、試験時間を延長した。
62 神戸市	○	受験者から配慮の申し出があった際には、障害の状況に応じて、実技試験の一部、または全ての免除をする。		
63 岡山市				
64 広島市	○	点字資料の利用。介添員配置。	○	手話通訳者の配置。面接時間延長。要約筆記者の配置。筆談ボード利用。
65 北九州市	○	受験者の障害の内容・程度により個別対応	○	受験者の障害の内容・程度により個別対応
66 福岡市			○	【聴覚障がいのある者】 ・補聴器の使用を認めた。 ・面接評定員は、大きな声で質問を行った。
67 熊本市	○	受験者の障がいの程度や希望に対応	○	受験者の障がいの程度や希望に対応
68 豊能地区	○	実技試験の受験が困難な場合、面談等に振替	○	受験者の希望に対応(筆談での面接など)
合計	48		56	

(注)合計については、実施した県市の実数である。

5.2.6 筆記試験・実技試験・面接試験時以外の配慮

区分 区市名	筆記試験・実技試験・面接試験以外	
		具体的に
01 北海道	○	受検者の希望に応じて可能な配慮をする
02 青森県		令和3年度試験における該当者なし。
03 岩手県	○	受検者の希望に対応
04 宮城県	○	【疲労骨折】: 自家用車による会場への乗り入れ許可。 【精神障害】: 様子がおかしいときには、服薬等の声がけをする。
05 秋田県	○	障害の種類や程度に応じて、受験方法や施設面での配慮をする。
06 山形県	○	志願時に、要望する配慮事項を記載する欄を設け、個別に聞き取り等を行いながら、配慮を行う。
07 福島県	○	障がいの状況やこれまで受けてきた支援の内容を勘案し、合理的配慮の提供を個別に決定している。
08 茨城県		
09 栃木県	○	受検者の希望に対応。
10 群馬県		
11 埼玉県	○	【視覚障害のある者】論文試験時間の延長及び点字解答を認めた、【肢体不自由のある者】車いす対応可能な座席を用意
12 千葉県	○	肢体不自由者のために、会場駐車場の確保
13 東京都		
14 神奈川県		
15 新潟県	○	メールによる連絡、検査会場・期日の変更等の連絡、自家用車の検査会場への乗り入れ許可、エレベーター使用許可
16 富山県	○	受検者の要望に応じて、可能な配慮を行う。
17 石川県	○	【肢体不自由のある者】自動車での来場を禁じているが、家族による送迎を認めた。
18 福井県		
19 山梨県		
20 長野県	○	受付の段階から手話通訳者、専任担当者を付ける等の対応をする。
21 岐阜県	○	必要に応じて介助員を付けるなど、安心して受験できるように、また、障害によって不利にならないように配慮
22 静岡県		
23 愛知県	○	受検者と電話等で配慮事項の確認をする。
24 三重県	○	受検者の希望に対応
25 滋賀県		
26 京都府	○	視覚障害者対応(筆記・面接試験会場にて) ・会場教室までの手引き誘導 ・帰路手引き誘導
27 大阪府	○	試験会場内の誘導等、個々の事情に応じて合理的配慮を実施。
28 兵庫県		
29 奈良県	○	送迎が必要な者については事前に打ち合わせを行い、試験会場まで利用する交通手段の配慮をした。試験当日までに事前打ち合わせを実施し、受検者が希望する配慮事項の詳細な把握に努め、できる限り対応する方針である。
30 和歌山県		
31 鳥取県		
32 島根県	○	受検者の希望に対応
33 岡山県	○	視覚障害のある者については、掲示板を目の高さ以下に掲示し、試験室までの案内を行ったことがある。 グループワークにおいて、歩行に困難がある者に対して、他の者に先行して試験室へ誘導したことがある。
34 広島県	○	手話通訳の配置。筆談ボード利用。パソコン利用(音声読み上げ等)。試験時間延長。拡大鏡の利用。 iPadによる文字拡大等。音声点字携帯情報端末利用。解読式時計利用。点字盤利用。
35 山口県	○	志願者と個別に話し合いを行い、必要かつ合理的な範囲で可能となる配慮の内容を決定する。
36 徳島県		
37 香川県		
38 愛媛県	○	事前面談を行い、配慮や免除についての要望を聴取し、それに応じて、個別に柔軟に対応する。
39 高知県	○	受審者の希望に対応
40 福岡県	○	受検者控室にて、監督者が受験上の注意を読み上げる際、職員が隣に立ち、読み上げ原稿を指で示した。 また、面接会場まで移動する際、付き添いを行った。
41 佐賀県		
42 長崎県	○	事前に配慮及び免除に関して希望することを出願時に書類に記載して提出を求めている。
43 熊本県	○	受考者本人がどのような配慮を望んでいるか把握し、検討したうえで、障がいの種類や程度に応じた配慮を行う。
44 大分県		
45 宮崎県	○	受験に際しての注意事項などを、視覚障がいのある者には点字で示したり、聴覚障がいのある者には手話通訳をしたりするなど、受検者との相談の上、配慮の内容を決定する。
46 鹿児島県		
47 沖縄県	○	・模擬授業についても、聴覚障害者に対して、手話通訳を配置した。
48 札幌市	○	受検者の希望に応じて可能な配慮をする。
49 仙台市	○	自家用車での来場を認めたり、視覚障害者へ試験会場内への誘導のため、担当者を付けたりする。
50 さいたま市	○	入り口から近い部屋を控室にする。
51 千葉市	○	肢体不自由者のために、会場駐車場の確保
52 横浜市	○	障害の内容・程度と本人の申出内容をもとに、試験の公平性を担保した上で、具体的な配慮を決定している
53 川崎市	○	受検者の希望に対応
54 相模原市	○	試験以外の説明や案内、配布文書等も受検者の要望に対応
55 新潟市		
56 静岡市		
57 浜松市	○	受検者の希望に可能な限り対応。
58 名古屋市		
59 京都市	○	事前に受検者に対して聞き取りを行ったうえで、受検者の障害の程度や希望に応じて配慮する。
60 大阪市		
61 堺市	○	試験までに個別に連絡をとり、会場内でのエレベーターの使用や、別室対応の有無などを確認
62 神戸市		
63 岡山市		
64 広島市	○	手話通訳の配置。筆談ボード利用。パソコン利用(音声読み上げ等)。試験時間延長。拡大鏡の利用。 iPadによる文字拡大等。音声点字携帯情報端末利用。解読式時計利用。点字盤利用。
65 北九州市		
66 福岡市	○	【聴覚障がいのある者】 ・補聴器の使用を認めた。 【肢体不自由のある者】 ・試験会場におけるエレベーターの使用を認めた。(一般受検者は使用不可)
67 熊本市	○	受検者の障がいの程度や希望に対応
68 豊能地区	○	連絡事項の伝達をメールで行う
合計	44	

(注) 合計については、実施した区市の実数である。